

令和6年度（2024年度）熊本県がん診療連携拠点病院機能強化事業費
補助金交付要領

（趣旨）

第1条 熊本県におけるがん医療水準の向上を図るために、国が指定した地域がん診療連携拠点病院に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助金額の算定方法等）

第2条 要項第2条の補助金額は、別表1に掲げる方法により算出された額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、交付決定前に支出した経費についても、令和6年（2024年）4月1日以降に支出した経費については補助対象とする。

（交付申請）

第3条 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、別に定める。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、別表2に定める添付書類とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 熊本県補助金等交付規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 事業により取得した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の備品については、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 知事の承認を受けて事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 要項第12条第1項の規定により補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

（変更交付申請）

第5条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

2 前項の事業変更計画書には、要項第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して5日を経過した日までの間とする。

(実績報告)

第7条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記様式第2号によるものとする。

2 要項第9条第2項第3号のその他必要とする書類は、別表3に定める添付書類とする。

3 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は令和7年(2025年)3月31日のいずれか早い日とする。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)9月13日から施行し、令和6年(2024年)4月1日から適用する。